

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年7月12日(2007.7.12)

【公表番号】特表2003-500750(P2003-500750A)

【公表日】平成15年1月7日(2003.1.7)

【出願番号】特願2000-620525(P2000-620525)

【国際特許分類】

G 0 6 Q 30/00 (2006.01)

G 0 6 Q 50/00 (2006.01)

B 4 1 J 29/38 (2006.01)

G 0 6 F 3/12 (2006.01)

【F I】

G 0 6 F 17/60 3 3 2

G 0 6 F 17/60 1 2 4

G 0 6 F 17/60 3 1 8 G

G 0 6 F 17/60 3 2 6

G 0 6 F 17/60 Z E C

B 4 1 J 29/38 Z

G 0 6 F 3/12 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年5月22日(2007.5.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 第1関係者からの印刷済み出版物をユーザに提供するためのシステムであって、

出版物を表す出版データを記憶するための、出版データが第2関係者についての第1情報を含む出版ソースと、

ユーザを出版ソースに接続するためのユーザプリンタモジュールであって、ユーザが見るために印刷済み媒体上に印刷済み出版物を複製するために印刷済み出版物を要求するユーザに応える該モジュールと、

ユーザが識別子を指定すると、ユーザに第2情報を表示する第2印刷済み媒体を生成するモジュールが生じる結果となるように、印刷済み媒体に識別子を適用する識別子手段と

、第2関係者により第1関係者に対して行われる支払額を確定するためにモジュールに応える計算手段と、

を含むシステム。

【請求項2】 支払額が、作成される印刷済み出版物の複製数の所定関数である、請求項1に記載されるシステム。

【請求項3】 第2関係者が出版物の中の広告主であり、支払額が出版物により達成される発行部数の所定関数である、請求項2に記載されるシステム。

【請求項4】 第2情報が第2関係者に関連付けられ、支払額が作成される第2印刷済み媒体の数の所定数である、請求項1に記載されるシステム。

【請求項5】 第2関係者が広告主であり、支払額が、その特定の広告に対する成功したヒットに関して増額される、請求項4に記載されるシステム。

【請求項 6】 支払額が、第 1 情報を表示する作成された印刷済み出版物の数、および第 2 情報を表示する作成された第 2 印刷済み媒体の数の両方の所定の関数である、請求項 1 に記載されるシステム。

【請求項 7】 第 2 関係者が、商品および/またはサービスの供給者であり、第 1 情報または第 2 情報によって、ユーザがそれらの商品および/またはサービスを所定の購入価格で購入できるようにする、請求項 1 に記載されるシステム。

【請求項 8】 支払額が、ユーザによって実際に購入された商品および/またはサービスの購入価格の所定の関数である、請求項 7 に記載されるシステム。

【請求項 9】 モジュールが、第 2 関係者の特定の商品および/またはサービスについての広告情報をアクセスするためにユーザによる識別子の指定に応える、請求項 1 に記載されるシステム。

【請求項 10】 計算手段が支払額を確定するための識別子の指定に応える、請求項 9 に記載されるシステム。

【請求項 11】 計算手段が、広告主が、広告情報に対して成功したリンクに関してだけ出版者に支払うように、支払額を確定するための識別子の指定だけに応える、請求項 10 に記載されるシステム。

【請求項 12】 第 1 関係者からの印刷された出版物をユーザに提供するためのシステムであって、

出版物を表す電子出版データを記憶するための、出版データが第 2 関係者についての第 1 情報を含む出版ソースコンピュータと、

ユーザを出版ソースに接続するためのユーザプリンタモジュールであって、ユーザが見るために印刷済み媒体上に印刷済み出版物を複製するために印刷済み出版物を要求するユーザに応える該モジュールと、

ユーザが識別子を指定すると、ユーザに第 2 情報を表示する第 2 印刷済み媒体を生成するモジュールが生じる結果となるように、印刷済み媒体に識別子を適用するための識別子装置と、

第 2 関係者によって第 1 関係者に行われる支払額を確定するためにモジュールに応えるアカウントコンピュータと、

を含むシステム。

【請求項 13】 ユーザプリンタモジュールおよび識別子デバイスが、単一ハウジング内に含まれる、請求項 12 に記載されるシステム。

【請求項 14】 識別子デバイスが、識別子を、それがプリンタモジュールによって作成されるにつれて媒体の表面に適用する、請求項 13 に記載されるシステム。

【請求項 15】 識別子が媒体上に印刷される、請求項 14 に記載されるシステム。

【請求項 16】 識別子が、可視スペクトルの中で実質的に光を反射しないインクで印刷される、請求項 15 に記載されるシステム。